



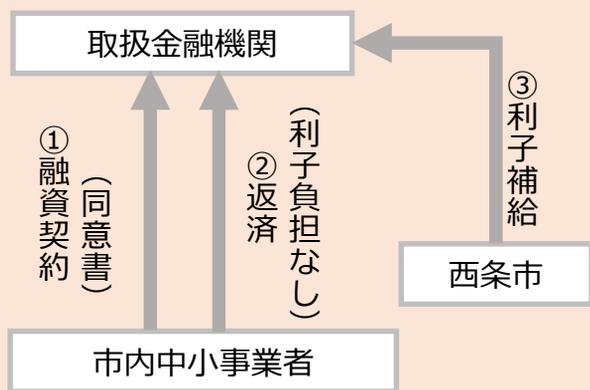
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、西条市中小企業経営安定化資金の融資を受けた事業者の皆様への支援制度をご案内します。

- ① **利子相当額を全額補助します。**
- ② **完済後、信用保証料を全額補助します。**

## ① 西条市新型コロナウイルス感染症対策経営安定化資金利子補給金 <<新設>>

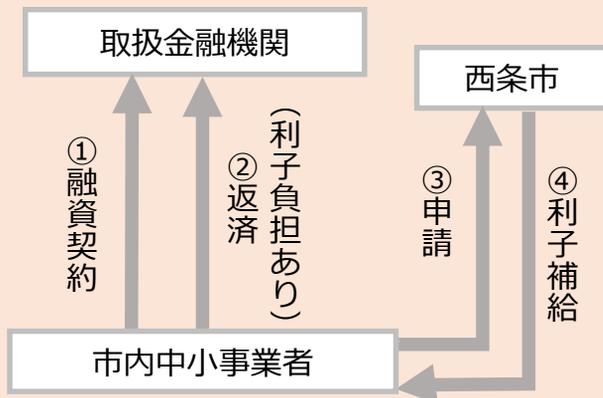
- 助成対象：西条市中小企業経営安定化資金の融資を受けた市内中小企業者
- 対象期間：令和2年4月20日から令和3年3月31日までに実施された融資
- 助成内容：利子相当額の全額を7年間補助
- 助成のしくみ：

### 【令和2年5月25日以降の融資】



- ① 融資契約の際、利子情報の提供等に関する同意書を取扱金融機関へ提出
- ② 返済時、利子負担なし

### 【令和2年5月24日以前の融資】



- ② 返済時、利子負担あり
- ③ 毎年2月に、市へ利子補給金交付申請（償還予定(計画)表の写し、同意書を添付）
- ④ 2月から翌年1月分までの利子相当額の支払いを受ける

※愛媛県新型コロナウイルス感染症対策資金（県独自枠）についても、金融機関を通じて利子補給を行います。融資契約時に、取扱金融機関に対して同意書の提出が必要です。

## ② 西条市中小企業振興資金融資保証料補助金

- 対象融資：西条市中小企業振興資金、又は西条市中小企業経営安定化資金による融資
- 助成対象：融資金を期日に遅れることなく完済した事業者  
市税に滞納のない事業者
- 助成内容：愛媛県信用保証協会に支払った信用保証料の全額
- 申請方法：融資金完済後、申請書と納税証明書を西条市に提出  
※融資金完済後、西条商工会議所から申請の案内が届きます。